

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき平成25年度財政援助団体等監査を行ったので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年2月27日

吉野川市監査委員 阿部 徳男
同 工藤 俊夫

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの次の財政援助及び指定管理事業に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ①社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会運営費補助金 | 100,769,000円 |
| ②吉野川市鴨島老人福祉センター別館指定管理料 | 189,000円 |
| ③吉野川市近久児童館指定管理料 | 13,760,000円 |

第2 監査の実施日

平成26年1月29日から2月5日まで

第3 実施した監査手順

1 財政援助団体等監査は、平成24年度に交付された補助金及び指定管理料の執行が適正に行われたかを確認するため、証拠書類等の調査及び対象団体に出向いての担当職員からの説明を聴取するなど、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金等交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理及び財産管理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限に違反するものはないか。
- (9) 会費その他の自主財源の確保を怠っていることはないか。
- (10) 定款・諸規定の改正等は適切に行っているか。

第4 監査の結果

対象団体について、監査したところ、補助目的及び委託目的に沿っておおむね適正に処理・運営されていることが認められたが、一部に是正改善すべき事項が見受けられた。

なお、ささいな事項については、関係者に口頭で指導したので記述は省略した。

第5 指摘事項

諸規程の語句・条文間の整合が適正でない箇所があり更正が必要である。

要綱等諸規定を見直し、必要な改定をされたい。